

令和8年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：和泉市

令和8年7月9日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	83.3	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.3	%
全職員	59.0	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	97.4	%
本庁課長相当職	97.1	%
本庁課長補佐相当職	95.0	%
本庁係長相当職	92.5	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	85.5	%
31～35年	89.4	%
26～30年	88.7	%
21～25年	82.4	%
16～20年	80.4	%
11～15年	69.0	%
6～10年	81.6	%
1～5年	91.0	%

【説明欄】

- 短時間勤務の職員については、勤務時間数を常勤職員の勤務時間数で除することにより職員数を算出している。
- 2(2)勤続年数「11～15年」には府より管理・管理職として出向している職員が含まれており、男性の割合が高いため差異を広げる要因となっている。
- 扶養手当及び住居手当について、受給者に占める男性の割合は扶養手当が76.8%、住居手当が61.7%と男性が多く差異の要因となっている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
管理的地位にある職員	20.3 %

【説明欄】

○管理的地位にある職員に保育園長及び副園長が含まれており、園長及び副園長の女性の割合が高いため、監理的地位にある職員に占める女性割合を増やす要因となっている。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度
本庁部局長・次長相当職	13.7 %
本庁課長相当職	23.9 %
本庁課長補佐相当職	30.8 %
本庁係長相当職	36.9 %

【説明欄】

○本庁課長相当職に保育園長、本庁課長補佐相当職に保育園副園長が含まれており、園長及び副園長の女性の割合が高いため、当該区分において女性割合を増やす要因となっている。

○役職が上がるほど女性職員の割合が低く、特に本庁部局長・次長相当職への女性登用が少ないことがわかる。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度	
男性	89.5	%
女性	100.0	%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度	
男性	-	%
女性	100.0	%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	-	-	-	-
1 週間以上 2 週間未満	-	-	-	-
2 週間以上 1 月以下	34.8 %	-	-	-
1 月超 3 月以下	34.8 %	-	-	-
3 月超 6 月以下	13.0 %	-	-	-
6 月超 9 月以下	13.0 %	45.5 %	-	-
9 月超 12 月以下	4.3 %	9.1 %	-	100.0 %
12 月超 24 月以下	-	18.2 %	-	-
24 月超	-	27.3 %	-	-

【説明欄】

○男性常勤職員の育児休業取得者のうち、69.6%が1月以上取得しており、長期取得の割合が年々増加している。

○所属内での取得相談のための取得計画シートの制定、研修等での周知により、男性常勤職員において育児休業取得者を増やす要因となっている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	22.2 時間／月
内部部局等以外	8.1 時間／月

【説明欄】

○令和6年度は内部部局等の区分において、平均が 16.1 時間であったが、令和7年度は大幅に増加した。

○「2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）」業務、基幹業務システム標準化により、内部部局等の時間外において大幅に増える要因となっている。